



広報

なは市民の友

第807号毎月1日発行

2018年(平成30年)

4月

発行 那覇市
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
☎(代表)867-0111
印刷 丸正印刷株式会社
配布 那覇市シルバー人材センター

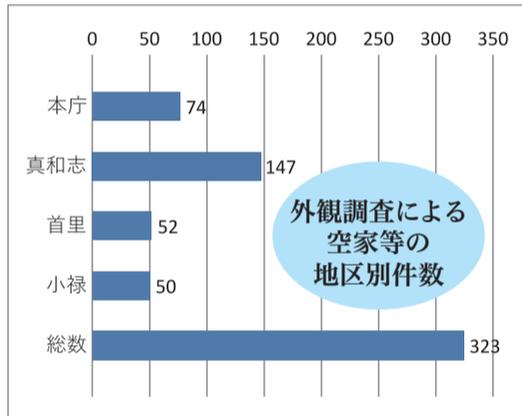
放っておけない!

危険な空き家



空き家が引き起こす問題

近年、人口減少や高齢化を背景に、空き家が増加し問題となつていきます。2016年度に市が調査した結果、外観から空家等(※)と推定される323件と、外観では把握できない空家等の可能性がある建物150件を合わせた473件を、推定空家等と判断しました。



空家等の放置による4大リスク

- 劣化** 人が住まなくなると傷みの進行が早い
- 損害賠償** 瓦の飛散や塀の倒壊で他人が怪我をした場合
- 犯罪** 不審者の侵入、ゴミ投棄、放火による火災
- 景観悪化** 近隣住民からの苦情、地域活力の低下

ごみが大量投棄されている場所が確認されたほか、雑草・立木の繁茂が著しく、ハブ・蚊などの害獣や害虫の発生により、周辺に悪影響を与えていることが心配されます。市には、地域住民から「隣の空家が老朽化し、台風時に飛散してごなか心配」「隣の空家が繁茂し、自宅

にまで伸びてきて迷惑を被っている。所有者へ指導してほしい」などの相談が寄せられています。

所有者の管理責任

法律や条例では、空家等の管理責任は所有者や管理人(相続人など)にあります。自身の所有・管理する建物や敷地などについて、屋根や外壁に損傷がないか確認したり、雑草の手入れをしたり、周辺環境に悪影響をおよぼさないよう適正に管理する義務があるのです。

例えば台風が発生し、管理を怠っていたためにはがれ落ちた外壁や瓦などが運悪く通行人に当たってしまった場合、所有者は損害賠償を請求されるおそれがあります。このように所有者は、建物を所有しているだけでも一定の法的責任を負うといえます。

どうすれば良いか分からず放置することで、大変な事態を引き起こしかねない空き家。「放置することで発生する思わぬリスク」をきちんと把握し、将来にわたって適切に管理できるように、所有者は対策を立てておく必要があるのです。

今後の対応

空家等の問題は、市が安全で防災に強いまちづくりを進めるうえでも重要な課題です。

那覇市空家等対策計画は2018年度から10年間を計画期間として定め、管理

されていない空家等への対策など段階別に取り組んでいきます。

空家等の発生の予防

相続などの関係で悩みを抱えている所有者からの相談に応じるほか、税制上の特例措置の案内などを行います。

空家等の適切な管理の促進

空家等を放置することの問題や空家等の適正管理の重要性を伝え、所有者の自主的な適正管理を促します。

空家等及び除却後の跡地の利活用

管理不全な空家等への対策

地域から相談のあった空家等は、所有者を特定し、適正に管理するよう注意を促します。特に保安上の危険や衛生上有害となるおそれがある「特定空家等」と判断した場合は、所有者へ管理の指導、勧告などを行います。

※空家等▼居住、使用されていない状態が続いている建物や敷地などのこと。ただし国・地方公共団体が所有または管理しているものを除く。

市民生活安全課 ☎862・9930

空家等の中には、老朽化による倒壊、景観の悪化、放火による火災などの問題で地域住民の生活に深刻な影響をおよぼしているケースもあります。

そこで、市は空家等対策の推進に関する特別措置法と那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例に基づき、那覇市空家等対策計画を新たに策定しました。市民のみなさんの生命と財産、そして生活環境を守り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、所有者のみなさんには協働によるまちづくりにご協力をお願いします。

那覇市長 城間 幹子

主な紙面

- 放っておけない! 危険な空き家 1
- 第5次那覇市総合計画/使ってみてくださいサポートカード/4月1日から消防法令違反対象物の公表制度が始まりました 2~3
- 沖縄シリーズ開幕/情報パック/博物館トピックス 4~8

総人口 323,217人(4,376人)

男:156,693人(2,422人)/女:166,524人(1,954人)

世帯数 150,778世帯(3,024世帯)

※()内はうち外国人
※総人口と世帯数は2018(平成30)年2月末現在

Facebook



LINE



YouTube



Instagram



防災 Twitter



マチイロ

